

各位

会社名 東京電力ホールディングス株式会社
 代表者名 代表執行役社長 小早川 智明
 (コード: 9501 東証第1部)
 問合せ先 総務・法務室株式グループマネージャー 山上 聡
 (TEL. 03-6373-1111)

支配株主等に関する事項について

当社の支配株主等に関する事項は、以下のとおりとなりますので、お知らせいたします。

1. 親会社、支配株主（親会社を除く。）又はその他の関係会社の商号等

(2019年3月31日現在)

名称	属性	議決権所有割合 (%)			発行する株券等が上場されている 金融商品取引所等
		直接所有分	合算対象分	計	
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	支配株主 (親会社を除く。)	50.1	—	50.1	—

2. 支配株主等との取引に関する事項

(2018年4月1日～2019年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	支配株主との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
支配株主 (親会社を除く。)	原子力損害賠償・廃炉等支援機構	東京都港区虎ノ門	14,000	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の規定による負担金の収納、資金援助、相談及び廃炉等積立金の管理等	(被所有) 直接 50.1%	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法に基づく資金援助の受入れ、負担金の納付及び廃炉等積立金の積立て	交付資金の受入れ (注1)	797,000	未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金	552,504
							負担金の納付 (注2)	106,740	未払費用	106,740
							廃炉等積立金の積立て (注3)	391,315	廃炉等積立金	200,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 交付資金の受入れは、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第41条第1項の規定に基づく資金援助であります。

(注2) 負担金の納付は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第38条第1項及び同法第52条第1項の規定に基づくものであります。

(注3) 廃炉等積立金の積立ては、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第55条の3第1項の規定に基づくものであります。

3. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

支配株主である原子力損害賠償・廃炉等支援機構は、原子力事業者が損害を賠償するために必要な資金援助等を行うことにより、原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施及び電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営の確保を図ること等を目的として、2011年9月に国の認可を受けて設立された法人であり営利を目的としておらず、少数株主に不利益を与えることはないものと考えております。

以上